

美作市男女共同参画基本計画

第2次
美作市男女共同参画プラン
(平成 29 年度～平成 33 年度)

美 作 市

目次

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	2
2 基本目標	2
3 計画の体系	3

第3章 計画の内容

1 基本目標Ⅰ 男女があらゆる分野で共に活躍できる社会づくり	4
重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	8
重点目標2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇確保の促進	12
重点目標3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	16
2 基本目標Ⅱ 女性が安心・安全に暮らせる環境づくり	21
重点目標1 生涯を通じた女性の健康支援	22
重点目標2 男女間のあらゆる暴力の根絶（DV 基本計画関係）	24
重点目標3 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境整備	26
3 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備	27
重点目標1 男女共同参画への意識づくり	27
重点目標2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	30
重点目標3 男性や若い世代における男女共同参画の推進	31

第4章 計画の推進

1 計画を実行するための推進体制の整備・充実	32
2 計画の進行管理の充実	32
3 年次報告書の公表	32
4 計画の数値目標	32

関係資料

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

女性も男性もすべての人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、住民にとって最も身近な存在である基礎自治体において取り組むべき重要な課題です。

我が国においては、平成11年の「男女共同参画社会基本法」制定以来、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）を始めとする様々な取り組みが進められてきました。その結果、女性の活躍の動きが拡大し、社会は大きく変わり始めています。

そのような中、本市においては、「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表される固定的な性別役割分担意識などに一定の改善はみられるものの、男女の地位の不平等感などは今なお根強く残っている状況です。また、地方創生や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の成立といった新たな動きも踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めることが課題となっています。

こうした状況を踏まえ、本市では「美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、男女共同参画に関する施策並びに、市民及び事業者の取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、第2次となる美作市の男女共同参画基本計画「美作市男女共同参画プラン」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条及び「美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例」に基づくとともに、平成27年4月に実施した「美作市男女共同参画社会に関する市民意識調査」（以下「意識調査」という。）の結果を踏まえ、内閣府の「第4次男女共同参画基本計画」や岡山県の「第4次おかやまウィズプラン」なども参考に策定するものです。

また、本プランの一部を「女性活躍推進法第6条第2項の市町村推進計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の市町村基本計画」と位置付けます。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成29（2017）年度を初年度とし、平成33（2021）年度を最終年度とする5年間とします。なお、今後の施策の成果や社会情勢の変化、あるいは、国・県の施策などに対応し、必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

この計画は、「条例」第3条に定める次の基本理念に基づいて、美作市の男女共同参画社会の実現をめざすものです。

- 1 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく自分らしく生き生きと暮らせること。
- 2 男女がそれぞれの家庭生活、職業生活その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。
- 3 社会の制度や慣行が、男女の社会活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- 4 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者、民間の団体等における方針の企画立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- 5 男女平等の推進が、国際社会の取り組みと協調・連携して行われること。

2 基本目標

この計画は、基本理念に基づき次の3項目を基本目標とします。

- I 男女があらゆる分野で共に活躍できる社会づくり
- II 女性が安心・安全に暮らせる環境づくり
- III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

3 計画の体系

基本目標	
重点目標	施策の方向
I 男女があらゆる分野で共に活躍できる社会づくり	
1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	①行政分野における女性の参画促進 ②民間企業・各種団体等における女性の参画促進
2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇確保の促進	①労働関係法令等の周知及び啓発 ②女性の職業生活における活躍支援（推進計画関係）
3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	①職業生活と家庭・地域生活の両立支援 ②子育て・介護支援体制の充実や環境整備
II 女性が安心・安全に暮らせる環境づくり	
1 生涯を通じた女性の健康支援	①性と生殖に関する健康／権利についての普及・啓発等 ②生涯を通じた女性の健康支援
2 男女間のあらゆる暴力の根絶（DV 基本計画関係）	①男女間のあらゆる暴力の予防と根絶のための環境づくり ②相談・支援・救済体制の充実
3 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境整備	①ひとり親家庭等の自立支援体制の充実 ②高齢者、障がいがある人等の自立支援体制の充実
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備	
1 男女共同参画への意識づくり	①男女共同参画への意識啓発及び社会制度・慣行の見直し ②男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供
2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	①学校における男女平等に関する教育・学習の推進 ②家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進
3 男性や若い世代における男女共同参画の推進	①学生等若年層を対象とする男女共同参画の意識啓発 ②男性にとっての男女共同参画の推進

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ

男女があらゆる分野で共に活躍できる社会づくり

<基本的な考え方>

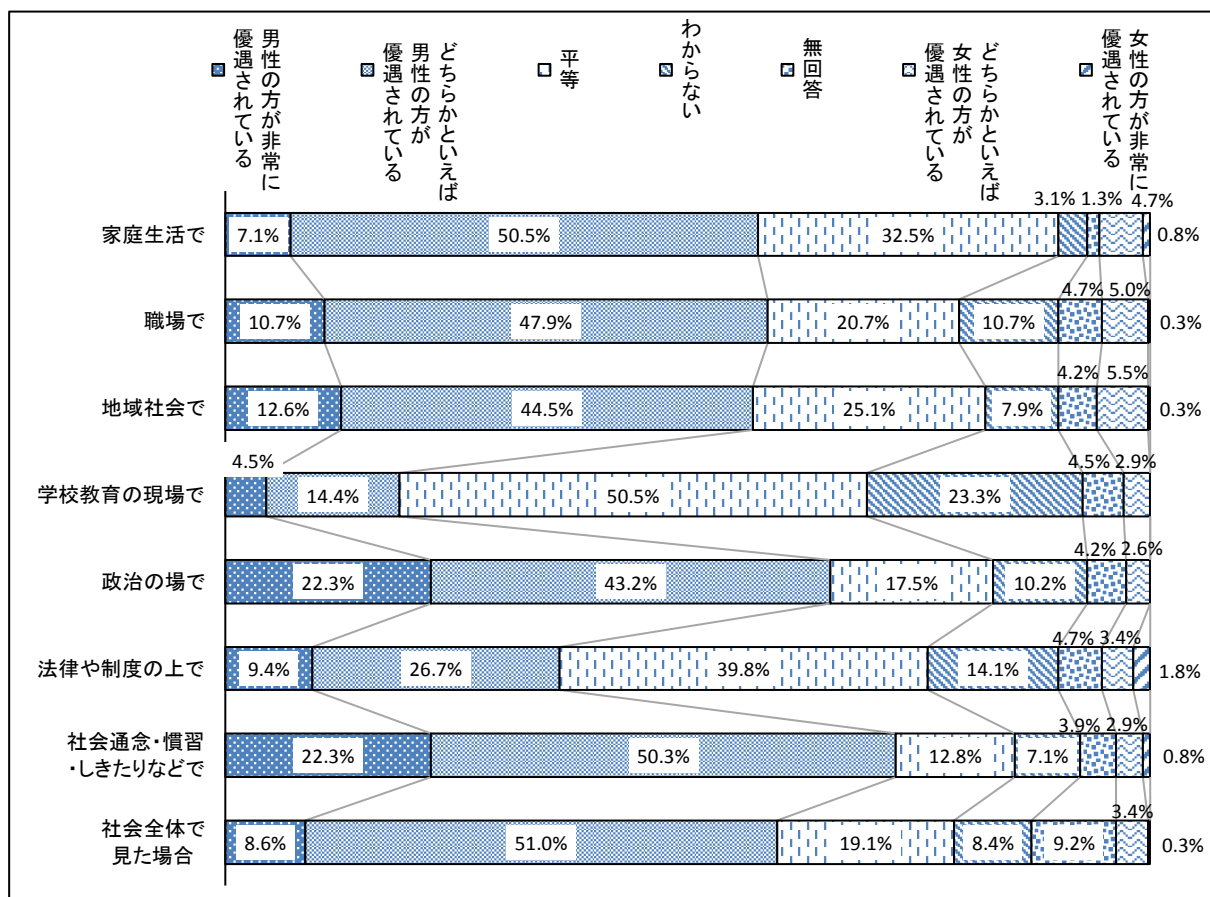
男女が社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を負うことは、男女共同参画社会の基礎となるものであり、そのためには、政策・方針決定過程への女性の参画が必要不可欠です。

しかしながら、その割合はまだ少なく、十分とはいえません。

雇用の分野においては、男女の均等な機会と待遇の確保などを促進し、意欲のある女性が働き続けることができる環境づくりを進めることが重要です。

少子・高齢化が進み労働人口が減少する中で、男女共同参画社会の推進に限らず、地域の社会や経済を活性化するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が必要です。誰もがやりがいや充実感を感じながら働く一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和の実現を目指すことが求められています。

■各分野・社会全体における男女の地位の平等意識



「平成27年 美作市男女共同参画社会に関する市民意識調査」

平成27年度に実施した「美作市男女共同参画社会に関する市民意識調査」（以下「アンケート調査」という。）の結果を、平成18年度に実施した同様のアンケート調査結果と比べると、7つの分野のうち、「家庭生活」、「地域社会」、「学校教育の現場」、「法律や制度の上」、「社会通念・慣習・しきたりなど」の5つの分野において「平等」と回答した人が増加していますが、「職場」、「政治の場」では「平等」と回答した人が減少しています。

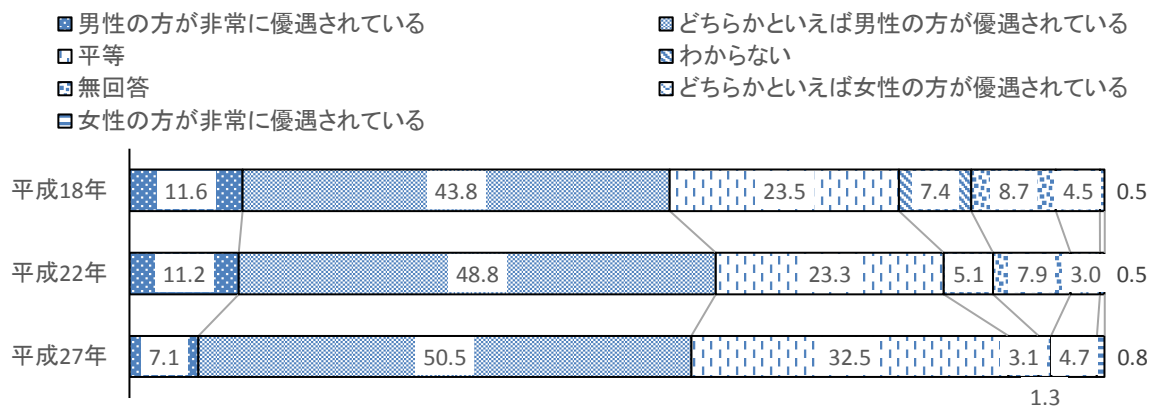
また、「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した人が「学校教育の現場」を除いたすべての分野で増加しています。

内閣府の世論調査や岡山県の男女共同参画社会に関する県民意識調査の結果でも、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「職場」、「政治の場」で「平等」と回答した人の割合は少ない状況は続いています。

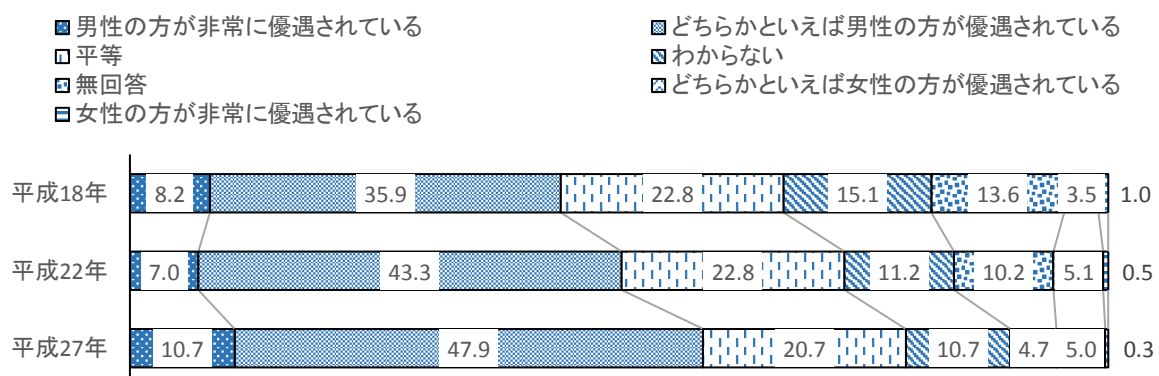
このような結果から、これまで男女共同参画の視点に立った法律や制度の整備が進んできたことにより、男女の地位の平等意識に一定の改善はみられるものの、男女の地位について不平等と感じる人が依然として多いことがうかがえることから、男女共同参画社会の実現に向けた取組を引き続き推進することが必要です。

■各分野における男女の地位の平等意識

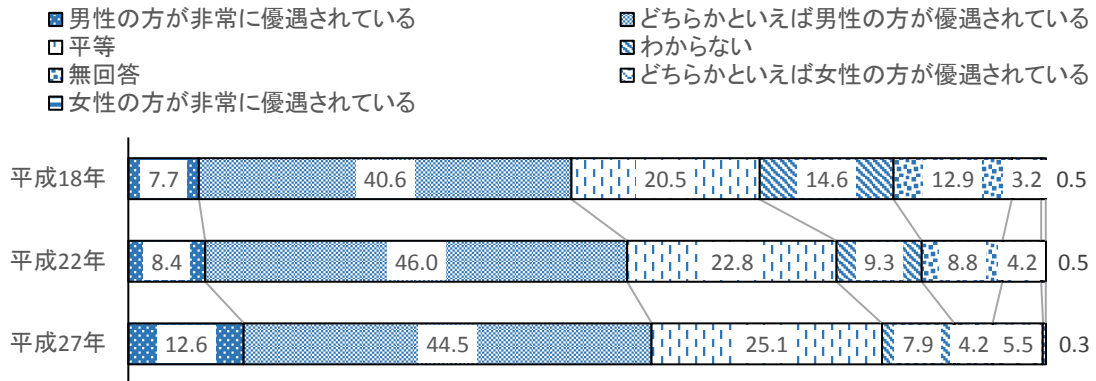
家庭生活



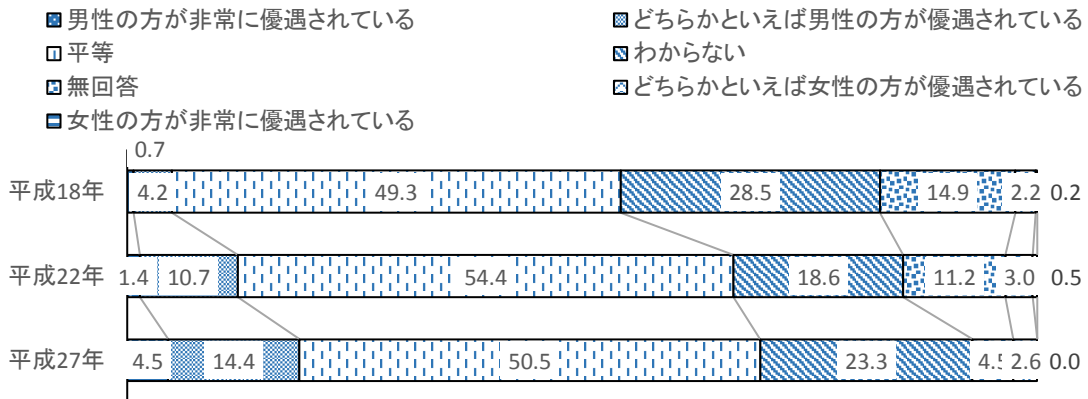
職場



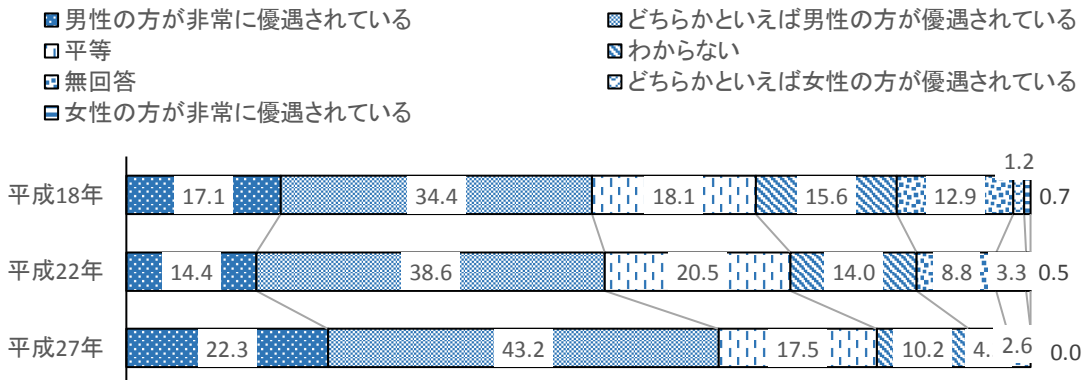
地域社会



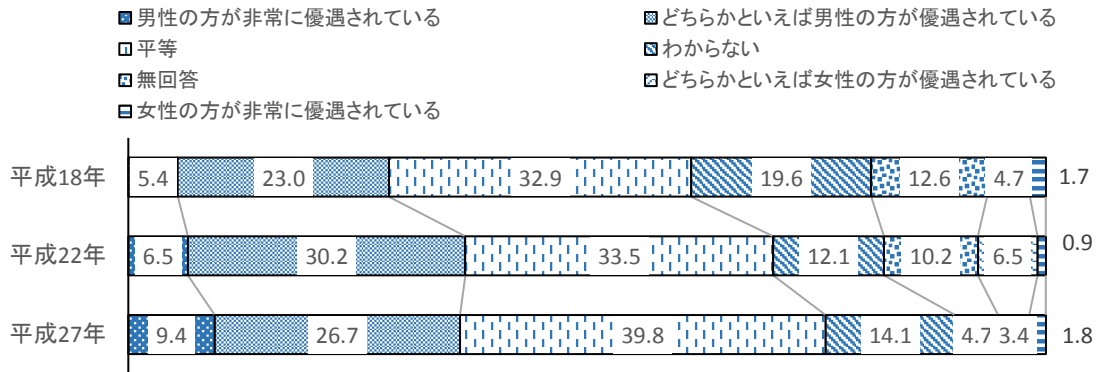
学校教育の現場



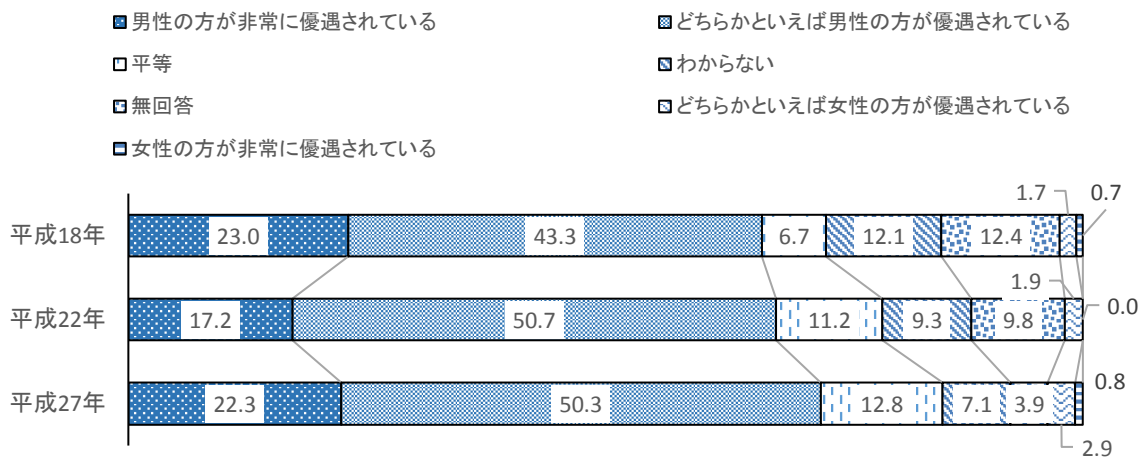
政治の場



法律や制度



社会通念・慣習・しきたり



重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

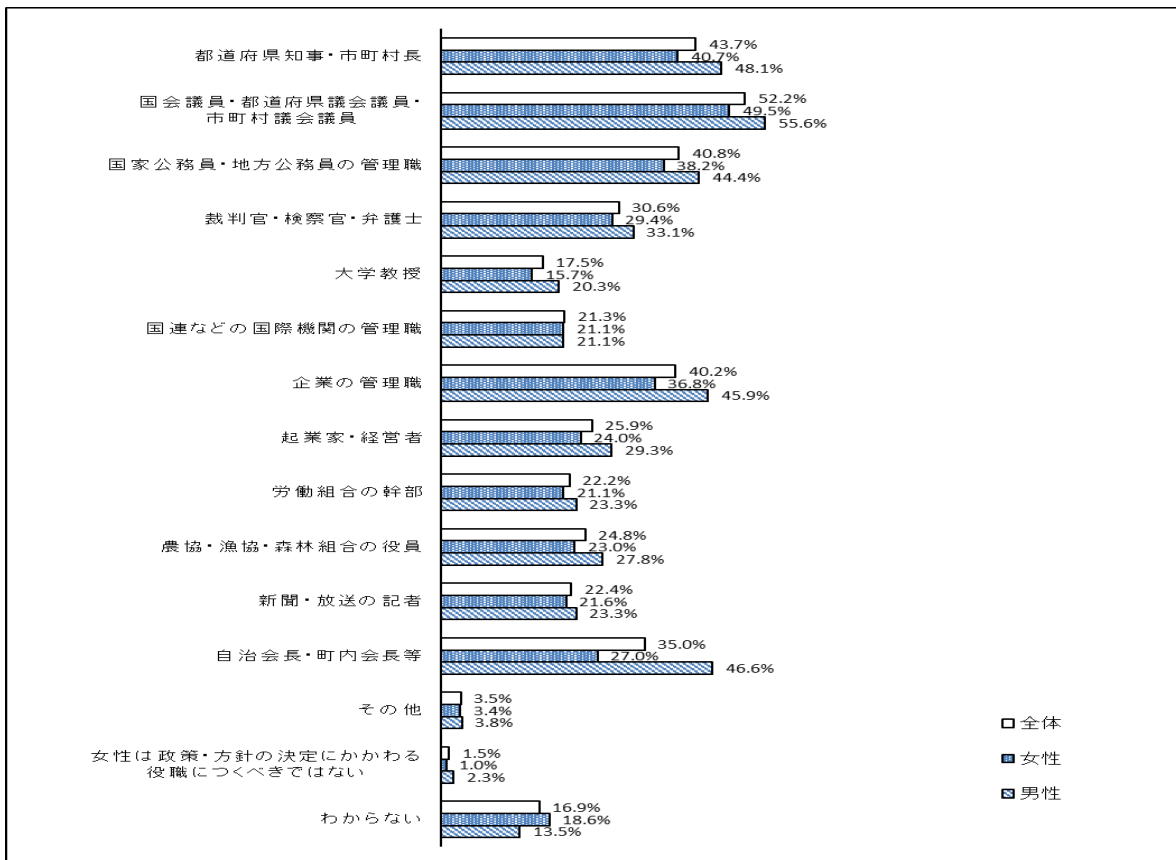
<基本的な考え方>

市の行政に関わる政策・方針決定は、住民に大きな影響を与えることから、決定過程における女性の参画が必要不可欠です。また、民間企業や各種団体における女性の参画促進も重要となりますので、自治振興協議会における女性部会の設立促進など各種施策を推進します。

美作市の現状

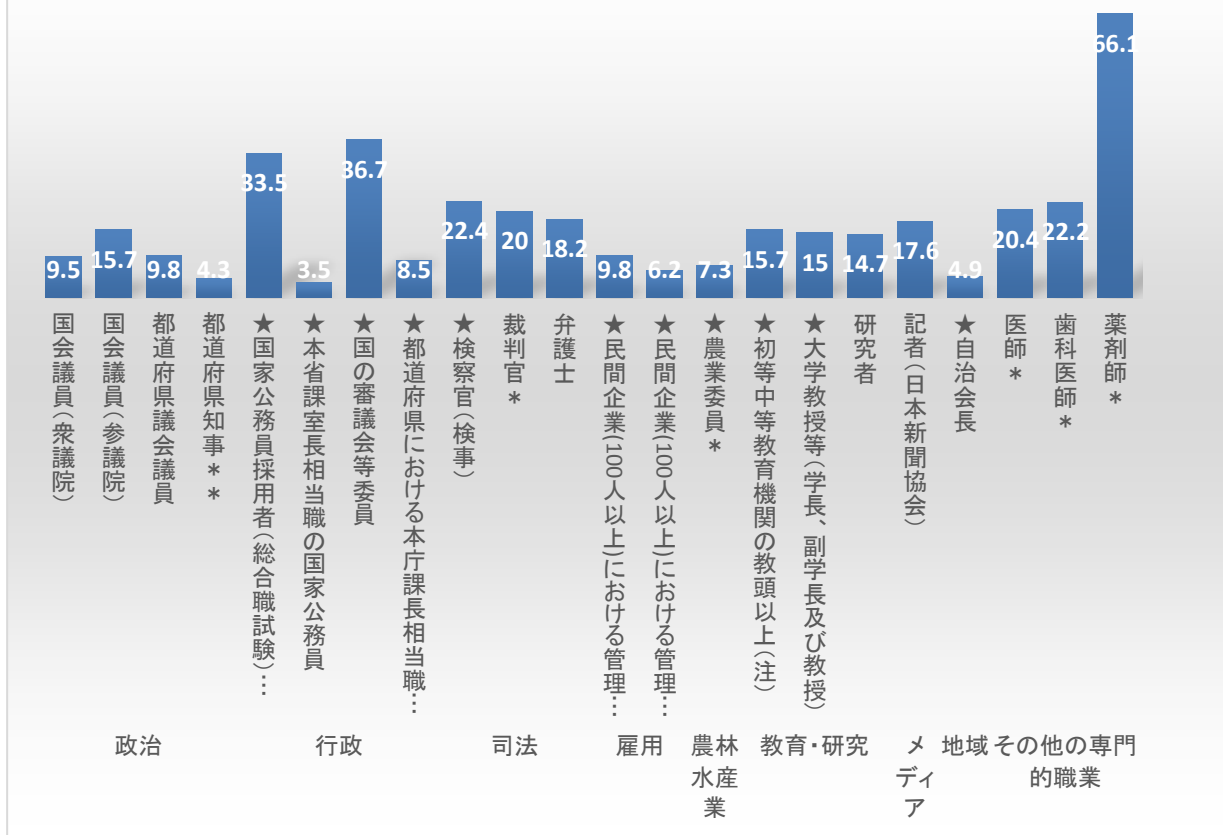
平成27年度に実施したアンケート調査によると、今後女性がもっと増える方がよいと思う役職について、「国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員」が52.2%と最も多く、次いで「都道府県知事・市町村長」(43.7%)、「国家公務員・地方公務員の管理職」(40.8%)の順となっています。また、男性についていえば、「自治会長・町内会長等」に女性が增える方がよいという意見が3番目に多い結果となっています。

■ 今後女性がもっと増える方がよいと思う役職



平成27年 美作市男女共同参画社会に関する市民意識調査

各分野における主な指導的地位に女性が占める割合



【施策の方向】

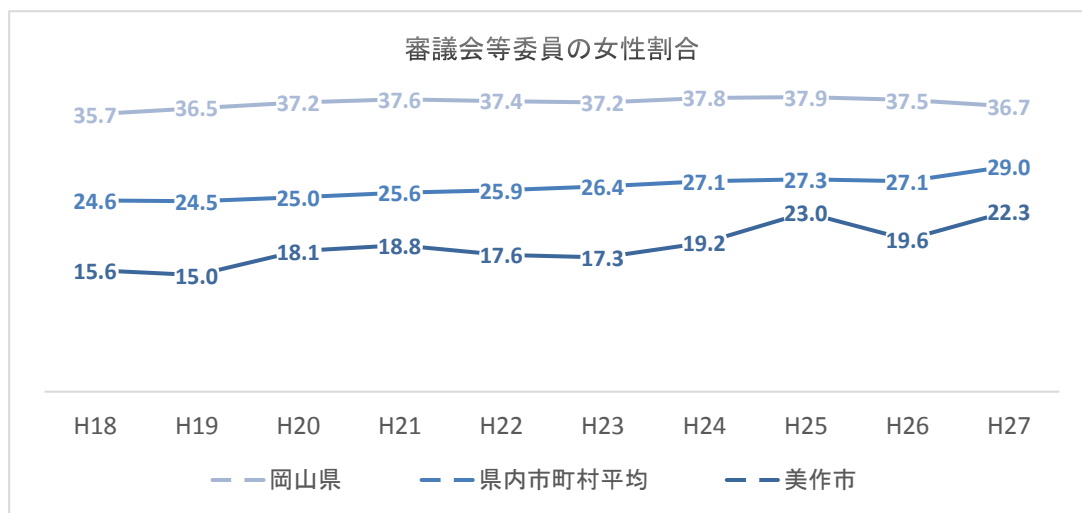
① 行政分野における女性の参画促進

本市では、議員や自治体の首長といった役職への女性の参画が望まれています。市の任命権の及ぶ範囲で、審議会等委員への女性の参画を推進すると共に、平成28年4月1日策定の特定事業主行動計画に基づき、女性職員の比率の向上にも努めます。

推進する施策	担当部局
◆市の審議会等委員への女性の参画推進	全部局
◆市の女性職員の登用推進、職域の拡大等	総務部 総務課

<数値目標>

指標	策定時	目標値
市の審議会等委員の女性比率	22.3%	40.0%
市職員の女性比率(事務職、消防職)	23.8%、0.0%	30.0%、3.0%



② 民間企業・各種団体等における女性の参画促進

ポジティブ・アクションにより職場における男女共同参画を推進するとともに、住民自治組織への女性団体の運営を補助するなど、あらゆる分野における女性の活躍を推進します。

推進する施策	担当部局
◆企業等の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進	市民部 暮らし安全課 経済部 産業振興課
◆地区自治振興協議会における女性部会の設立促進	市民部 暮らし安全課

<数値目標>

指 標	策定時	目標値
職場において、男女「平等」と答えた人の比率	20.7%	50.0%
女性部会を設立した地区自治振興協議会の数	5 団体	31 団体

男女共同参画に関する国際的な指数

HD I 人間開発指数

国連開発計画による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国民総所得を用いて算出されます。

順位	国名	GGI値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.944	6	ドイツ	0.916
2	オーストラリア	0.935	7	アイルランド	0.916
3	スイス	0.930	8	アメリカ合衆国	0.915
4	デンマーク	0.923
5	オランダ	0.922	20	日本	0.891

資料 国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書 2015」

GG I ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0 が完全不平等、1 が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできます。具体的には次のデータから算出されます。

【経済分野】・労働力率 ・同じ仕事の賃金の同等性 ・所得の推計値

・管理職に占める比率 ・専門職に占める比率

【教育分野】・識字率 ・初等、中等、高等教育の各在学率

【政治分野】・国会議員に占める比率 ・閣僚の比率 ・最近50年の国家元首の在任年数

【保健分野】・新生児の男女比率 ・健康寿命

順位	国名	GGI値	順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.881	6	ルワンダ	0.794
2	ノルウェー	0.850	7	フィリピン	0.790
3	フィンランド	0.850	8	スイス	0.785
4	スウェーデン	0.823
5	アイルランド	0.807	101	日本	0.670

資料 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書 2015」

重点目標 2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇確保の促進

<基本的な考え方>

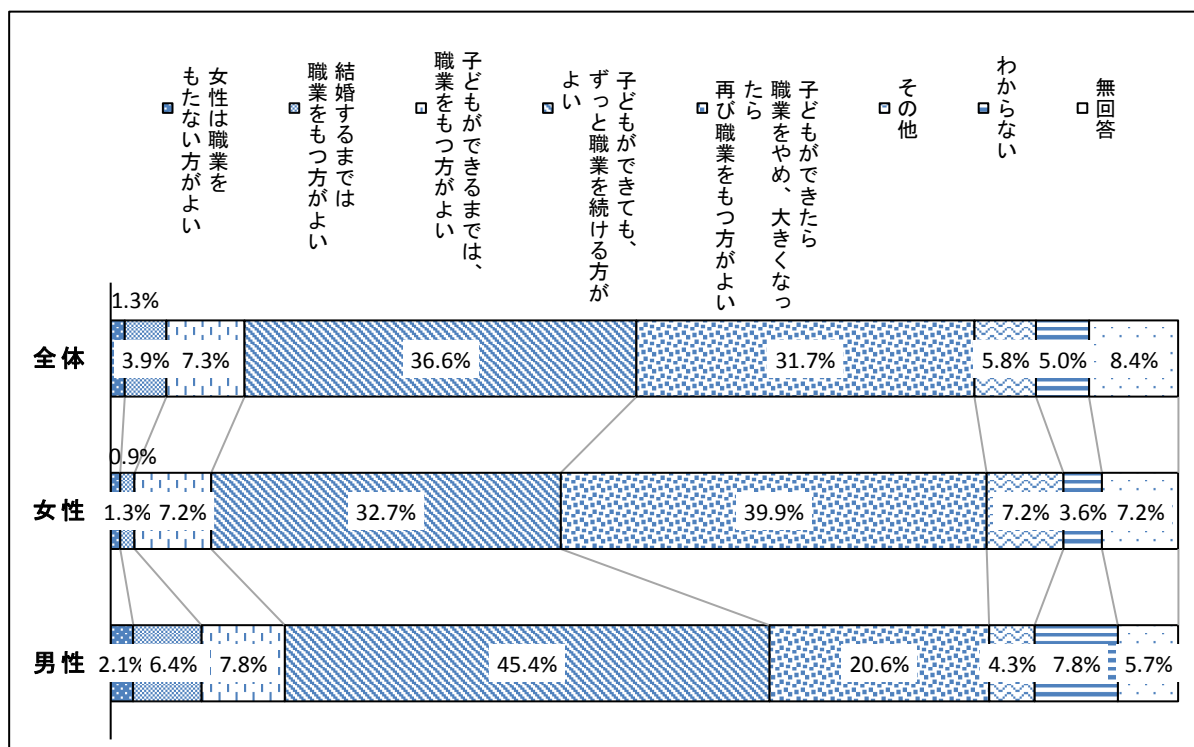
少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、地域経済の多様化にもつながり、持続可能な発展や企業の活性化という点からも、重要な意義を持ちます。

本市では、雇用の分野での実質的な男女平等の実現に向けて、男女雇用機会均等法の定着促進、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及啓発などに取り組みます。

美作市の現状

平成27年度に実施したアンケート調査によると、女性が職業をもつことについての考え方として、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が36.6%と最も多く、次に「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」（31.7%）の順になっています。一方、平成18年度のアンケート調査では、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」（40.8%）と回答した人が最も多く、次いで「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」（28.5%）の順になっており、女性が職業を持ちながら働くことに対する意識の変化がみられます。

■ 女性が職業をもつことについての考え方



「平成27年 美作市男女共同参画社会に関する市民意識調査」

また、性別ごとの回答をみると、女性は「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」（39.9%）と回答した人が最も多くなっていますが、男性では、45.4%の人が「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と回答しており、女性よりも男性のほうが、女性が職業を持つことに肯定感が高いことがうかがえます。

【施策の方向】

① 労働関係法令等の周知及び啓発

男女雇用機会均等法の定着促進、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及啓発などに取り組むことで、雇用の分野での実質的な男女平等の実現を目指します。

推進する施策	担当部局
◆企業等の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進 [再掲]	経済部 産業振興課 市民部 暮らし安全課
◆労働関係法令等の周知	経済部 産業振興課 市民部 暮らし安全課

② 女性の職業生活における活躍支援（推進計画関係）

結婚や出産など、ライフイベントにより本人の意に反して離職しないよう、働き続けることのできる環境づくりを進めます。本市においては、出産や育児後に再就職するのが良いという女性の意見が多く見受けられるため、出産・育児後の再就職支援等に努めます。また、企業内において男女共同参画を推進している事業者を表彰することで、企業における女性の活躍を支援します。

また、本計画における「女性の職業生活における活躍支援」の分野を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」と位置付け、地域の実情や住民ニーズの把握に努めるとともに、具体的な目標達成に向けて、実施状況を点検評価しながら推進します。

推進する施策	担当部局
◆女性の再就職支援（女性再就職セミナー等）	経済部 産業振興課
◆女性のチャレンジ支援（創業支援事業等）	経済部 産業振興課
◆男女共同参画推進事業者の表彰	市民部 暮らし安全課

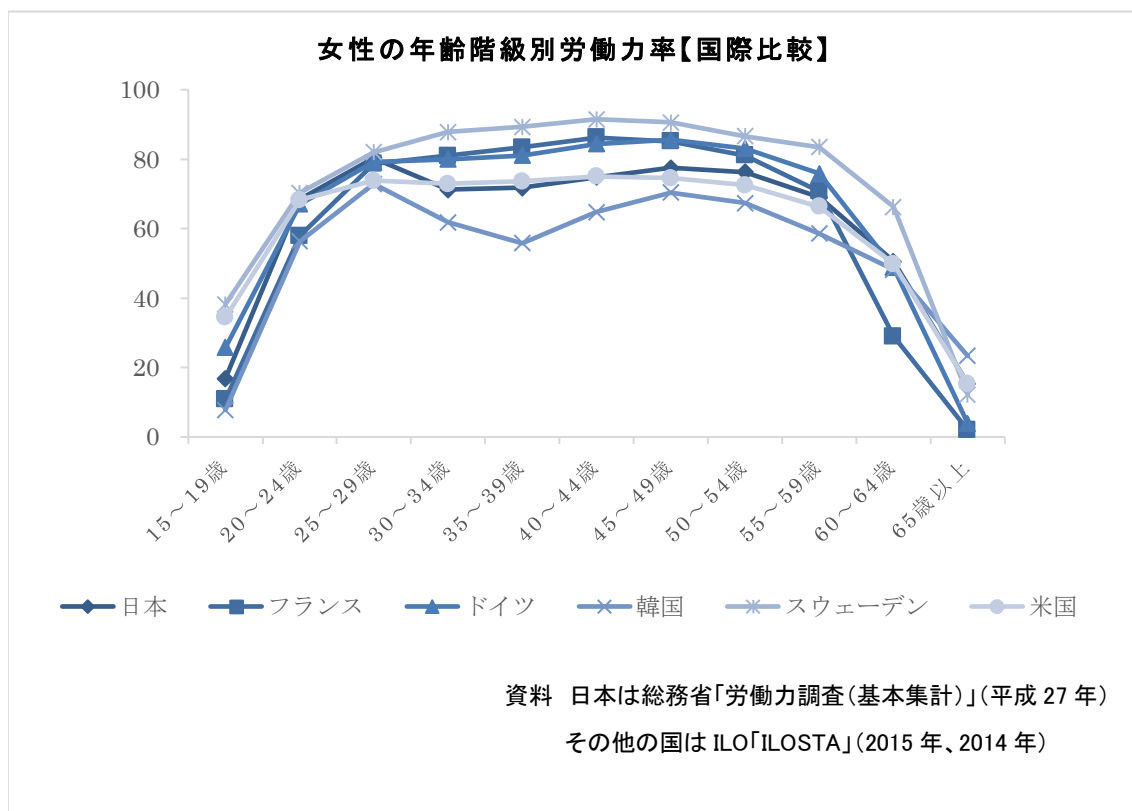
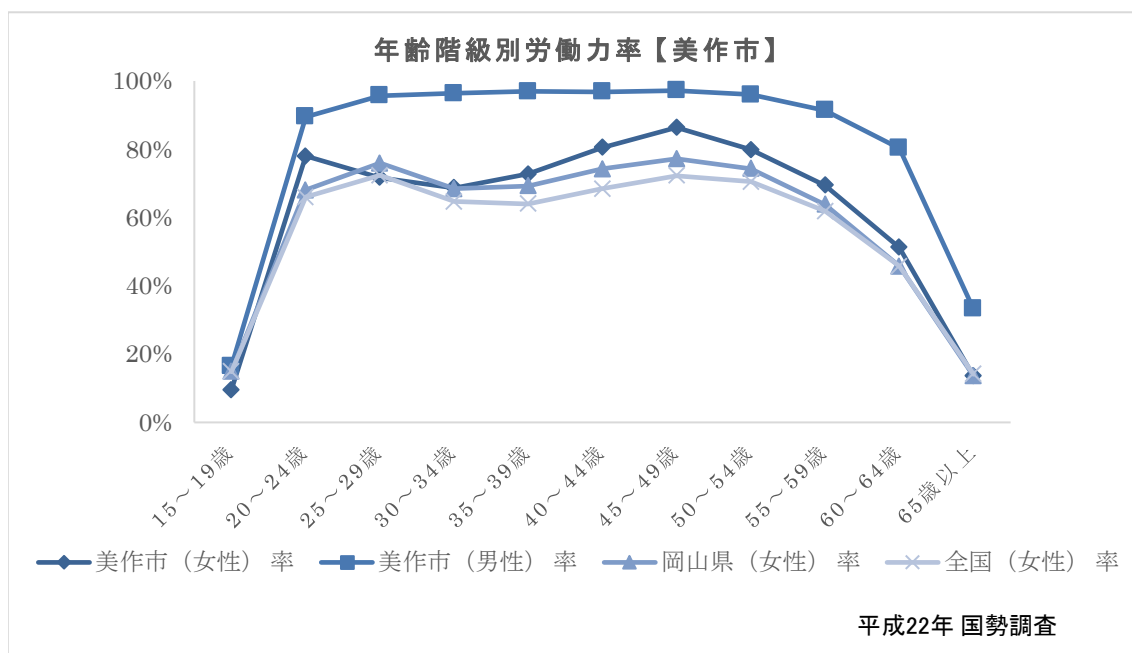
<数値目標>

指標	策定時	目標値
男女共同参画推進事業者の表彰数	4 事業所	14 事業所
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	7 事業所	17 事業所

年齢階級別労働力率 M字カーブ

日本の女性の年齢階級別労働力率をグラフで表すと、結婚、出産、子育て期にあたる20代前半と40歳代後半が山になるM字型の曲線を描きます。これは、結婚、出産、子育てを機に仕事をやめる女性が多く、子育て等が一段落すると再び仕事に戻るといった特徴があるためです。M字カーブの深さは年々浅くなっているものの、依然として落ち込みがみられます。

しかし、国際的にみると、スウェーデンやアメリカ等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。



女性活躍推進法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が平成27年8月28日に成立しました。

これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、常時雇用する労働者が300人以上の民間企業等）に義務付けられました。

農業分野における男女共同参画

農林水産省が行った「農林業センサス」（平成27年）によると、全国の基幹的農業従事者の43%が女性となっています。また、女性が参画している農業経営体ほど販売金額が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が強い（株式会社日本政策金融公庫「農業経営の現場での女性活躍状況調査」（平成25年公表））など、地域農業の振興や6次産業化の展開に重要な役割を担っています。女性が経営者または経営方針の決定に関わっている割合は、47.1%で、5割の農家で女性が経営に参画するなど、農業経営の発展に重要な役割を果たしています。

また、家族で取り組む農業経営において、経営方針や役割分担等を明確にする「家族経営協定」は、女性の経営参画を促すことに有効であり、家族経営協定の締結数は年々増加しています。

本市の農業分野での女性の参画状況をみると、基幹的農業従事者に占める女性の割合は、40.5%、家族経営協定締結数は22件となっています。

平成24年から平成27年の間に市内で新たに就農した18名の中には女性が2名含まれています。

また、地域の農林業の発展に貢献し、農林業者の育成指導や農林業活性化に活躍しているとして岡山県から「農業士」に認定されている方は11名で、そのうち6名は女性です。

●農業委員（美作市）

	総数	男性	女性	女性割合
農業委員	35人	31人	4人	11.4%

●勝英農業協同組合

	総数	男性	女性	女性割合
組合員	16,290人	11,248人	5,042人	31.0%
総代	564人	549人	15人	2.7%
役員（理事・監事）	35人	31人	4人	11.4%

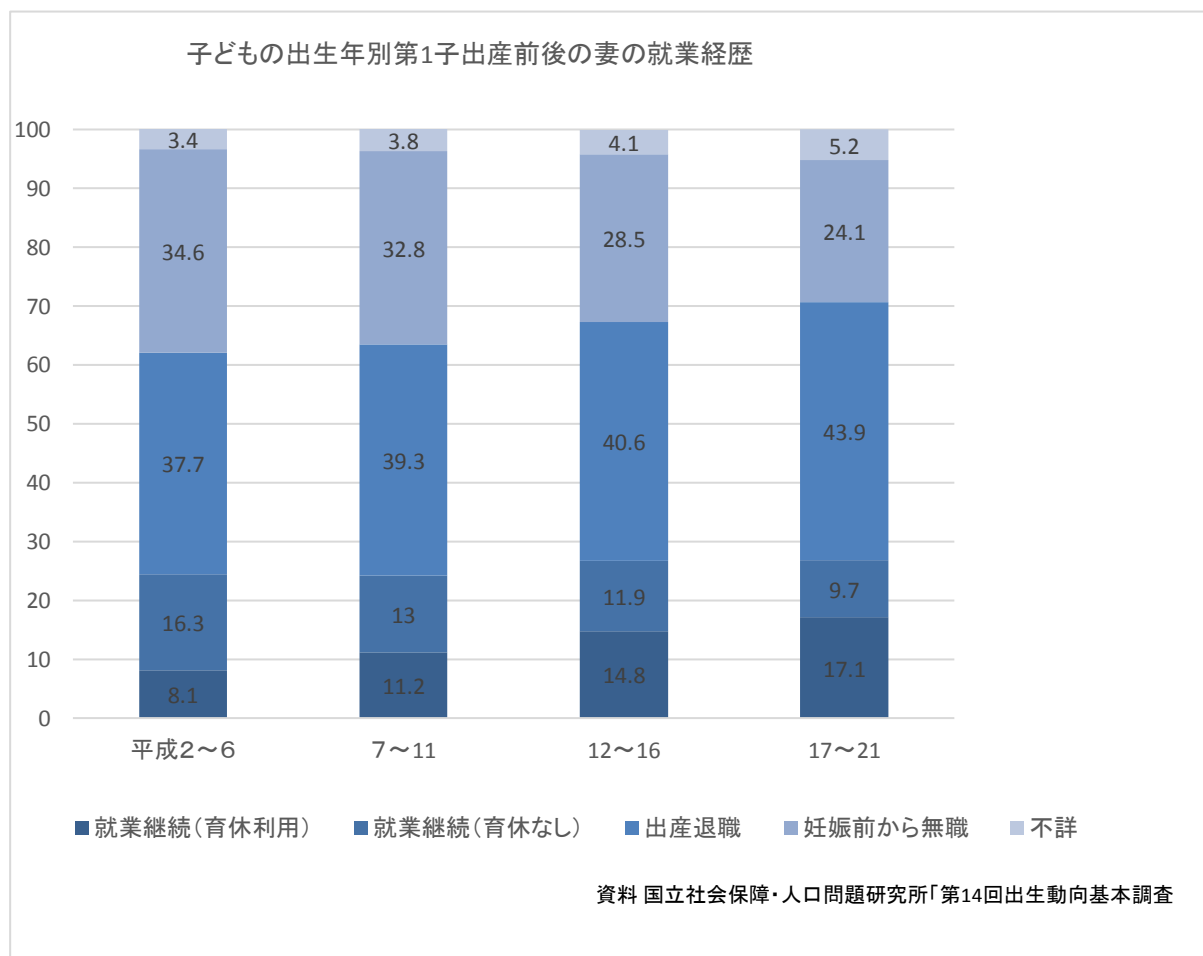
重点目標3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

＜基本的な考え方＞

少子・高齢化が進み労働人口が減少する中で、男女共同参画社会の推進に限らず、地域の社会や経済を活性化するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が必要です。誰もがやりがいや充実感を感じながら働く一方で、育児・介護の時間や、家庭、地域等に関わる個人の時間をもてる健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和の実現を目指します。

また、誰もが仕事と生活の調和を実現し、いきいきと暮らすためには、家事、育児、介護などに男女が共に取り組むことが必要ですが、育児・介護休業法などによる制度や環境の整備は進んできたものの、出産や育児を機にやむなく離職する女性も依然として多く、女性の負担が大きいのが現状です。

国立社会保障・人口問題研究所が行った「第14回出生動向基本調査」（平成22年）によると、第1子出産前後の就業継続状況をみると、正規職員ではその割合は増加傾向にあるものの、半数程度にとどまり、パートや派遣は、正規職員に比べて就業を継続する割合は低くなるなど、全体でみると、第1子出産を機に約6割の女性が離職する傾向は続いています。



また、男性は、長時間労働を前提とした働き方によって仕事中心とならざるを得ないため、家庭や地域活動に関われないことが多い状況です。

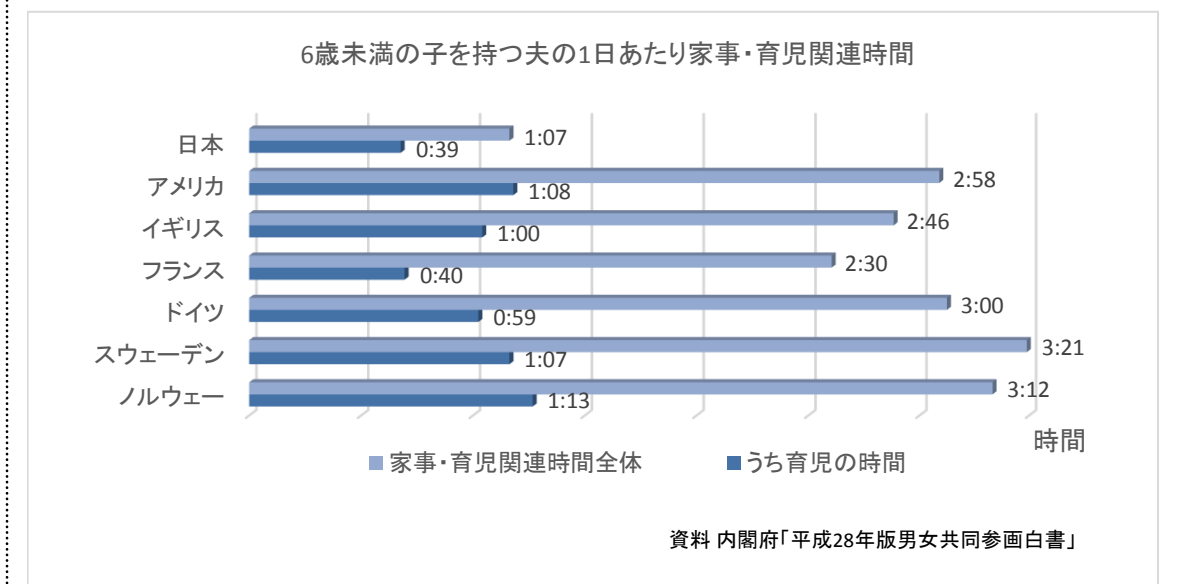
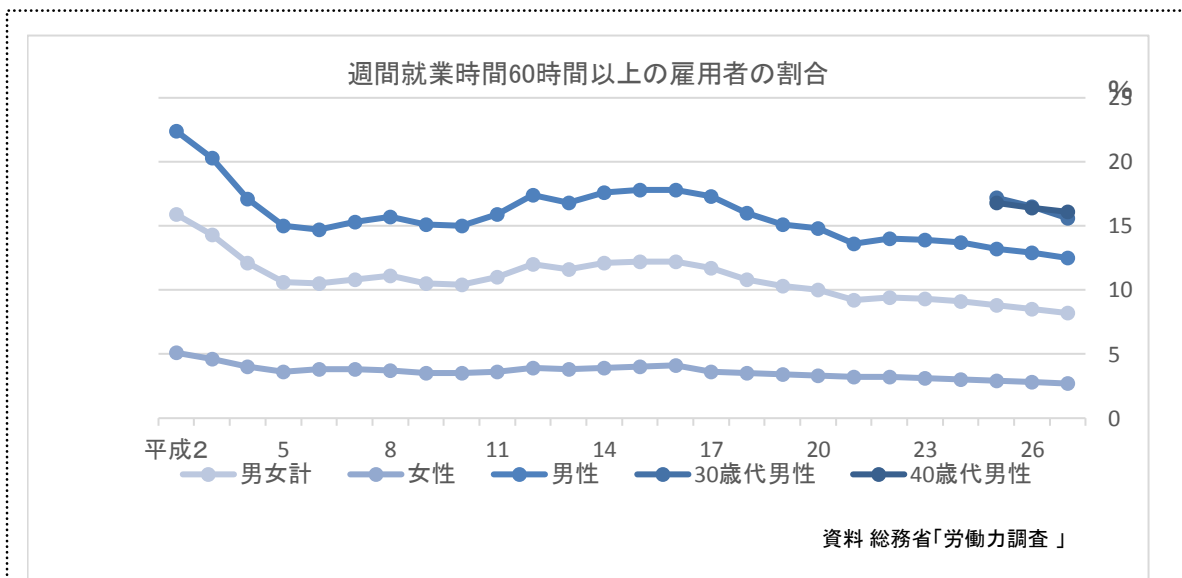
男女の長時間労働の傾向をみると、週間就業時間60時間以上の雇用者の割合は、長期的には男女ともに緩やかながら減少傾向にあります。

平成27年には、女性は2.7%、男性は12.5%となっていますが、子育て期と重なる30歳代や40歳代の男性ではその割合は高くなっています。

長時間労働を前提とした働き方では、仕事と家庭生活との両立は難しく、男性の家庭生活への参加を困難にするとともに、女性が就業したり就業継続できないなど、家庭生活以外の活動への参画や活躍に影響を与えていると考えられます。

長時間労働の削減は、男性にとってもワーク・ライフ・バランスや地域活動等の時間の確保等の観点から重要であり、男女が共にくらしやすい社会に向け、大きな課題です。

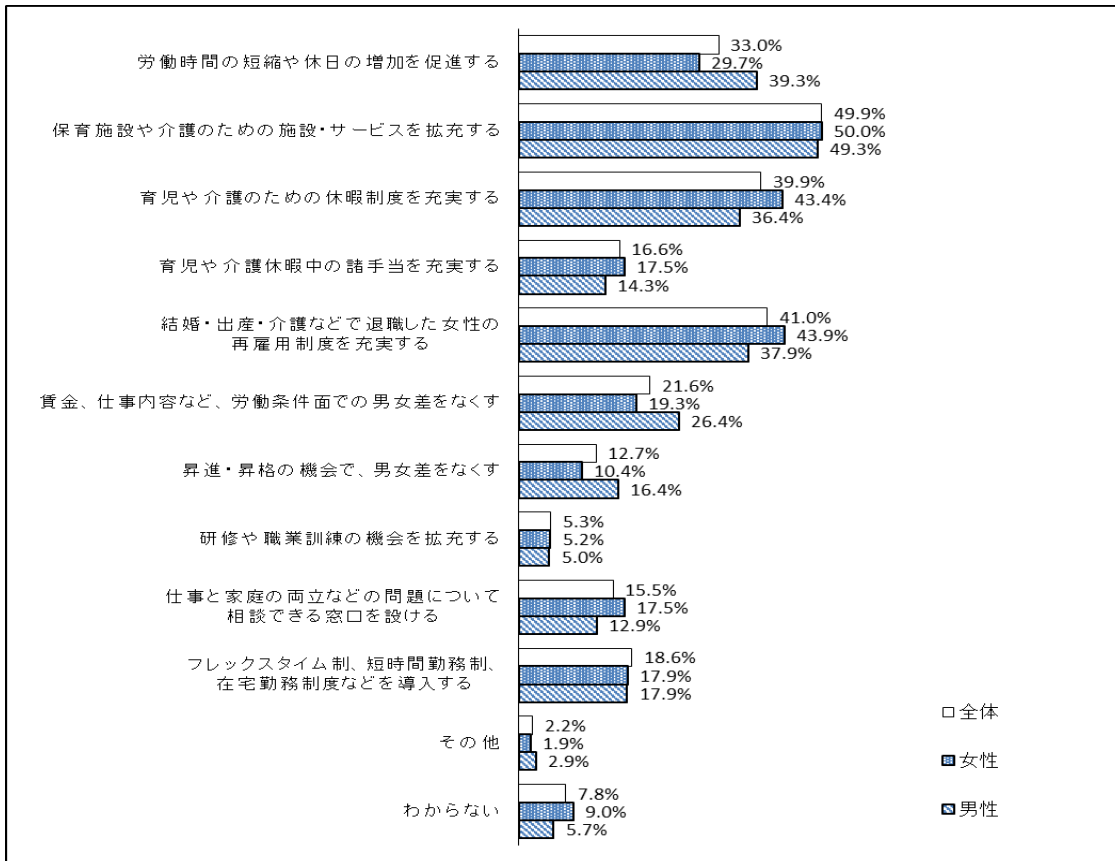
仕事と生活の調和の実現には、行政だけでなく、事業者等が一体となって、その考え方や意識を広め、社会的気運を盛り上げていくことも重要です。



美作市の現状

仕事と生活の調和を図るために必要なことについての調査結果では、「保育施設や介護のための施設・サービスを拡充する」との回答が49.9%と最も多く、次いで「結婚・出産・介護などで退職した女性の再雇用制度を充実する」（41.0%）、「育児や介護のための休暇制度を充実する」（39.9%）の順となっています。

■ 男女がともに「仕事と生活の調和」を図るために必要なこと



平成27年 美作市男女共同参画社会に関する市民意識調査

【施策の方向】

① 職業生活と家庭・地域生活の両立支援

他の先進国と比べ、日本の男性の家事・育児関連時間は低水準です。近年、増加傾向にはあるものの、女性との差は依然として大きくなっています。共働きの男性の1日における家事・育児関連時間は、子どもの成長に伴うライフステージの変化に関わらず、少ない状況です。他方、共働き女性の家事・育児関連時間は男性と比べて、全般的に長くなっています。

男性が家事・育児に参加する時間の割合と出生率が正比例しているとのデータからも、男女共同参画社会の推進に限らず、地域社会や経済を活性化するためには、男性の家事や育児への参加が欠かせないということが分かります。

本市では、特定事業主行動計画に基づいて、男性職員の育児・家事参加の促進や出産及び

育児参加のための特別休暇の取得率向上を目指し、公的部門として一般事業主を率先垂範でできるものとなるよう取り組みを進めます。

推進する施策	担当部局
◆市の男性職員の育児・家事参画促進	総務部 総務課 市民部 暮らし安全課
◆出産及び育児のための特別休暇の取得率向上	総務部 総務課 市民部 暮らし安全課 経済部 産業振興課
◆仕事と生活の調和の実現のための広報・啓発等	総務部 総務課 市民部 暮らし安全課 経済部 産業振興課 保健福祉部 健康づくり推進課

<数値目標>

指 標	策定時	目標値
市職員（男性）の育児休業等取得率	29.4%	60.0%
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数 【再掲】	7事業所	17事業所

② 子育て・介護支援体制の充実や環境整備

本市において重要と考えられている、保育施設や介護のための施設・サービスの充実や環境整備により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指します。

推進する施策	担当部局
◆放課後児童クラブの運営支援	保健福祉部 健康づくり推進課
◆ファミリー・サポート・センターの運営支援	保健福祉部 健康づくり推進課
◆在宅高齢者に対する各種サービスの提供と質の向上	保健福祉部 高齢者福祉課
◆介護基盤の整備推進	保健福祉部 高齢者福祉課

<数値目標>

指 標	策定時	目標値
ファミリー・サポート・センター登録会員数	110名	前年度以上



ダブルケア

晩婚化や晩産化によって育児世代の平均年齢が上昇する中、一人で育児と介護の二つのケアを同時に担う、いわゆる「ダブルケア」問題が社会的関心を集めるようになってきました。

総務省「就業構造基本調査」（平成 24 年）によると、未就学児の育児を行う人は約 1,000 万人、介護を行う人は約 557 万人いる中で、育児と介護を同時に担う人（以下「ダブルケア」）は約 25 万人（男性約 8 万 5 千人、女性約 16 万 8 千人）と推計されています。

また、ダブルケアを行う人の就業状況は男女で大きく異なっており、男性の約 9 割は有業者ですが、女性の有業者は約半数にとどまっています。

内閣府「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査」（平成 28 年）によると、ダブルケアに直面する前に就業していた者について、ダブルケアが就業に与えた影響をみると、「業務量や労働時間を変えなくてすんだ」人は、男性で約半数であるのに対し、女性では約 3 割にとどまっています。一方、「業務量や労働時間を減らした」人は、男性で約 2 割（うち無職になった人が 2.6%）、女性では約 4 割（うち無職になった人が 17.5%）となっており、ダブルケアに直面した場合の就業への影響は、女性で大きくなっています。

「業務量や労働時間を変えなくてすんだ」理由や背景として、男性で最も多いのが「家族の支援が十分得られたから」（47.3%）であるのに対し、女性は「子どもを育児サービスに預けることができたから」（38.2%）が最も多くなっています。

「家族の支援が十分得られたから」（27.0%）とする人は、男性に比べて 20%程度低くなっています。

内閣府 平成 28 年版男女共同参画白書

＜基本的な考え方＞

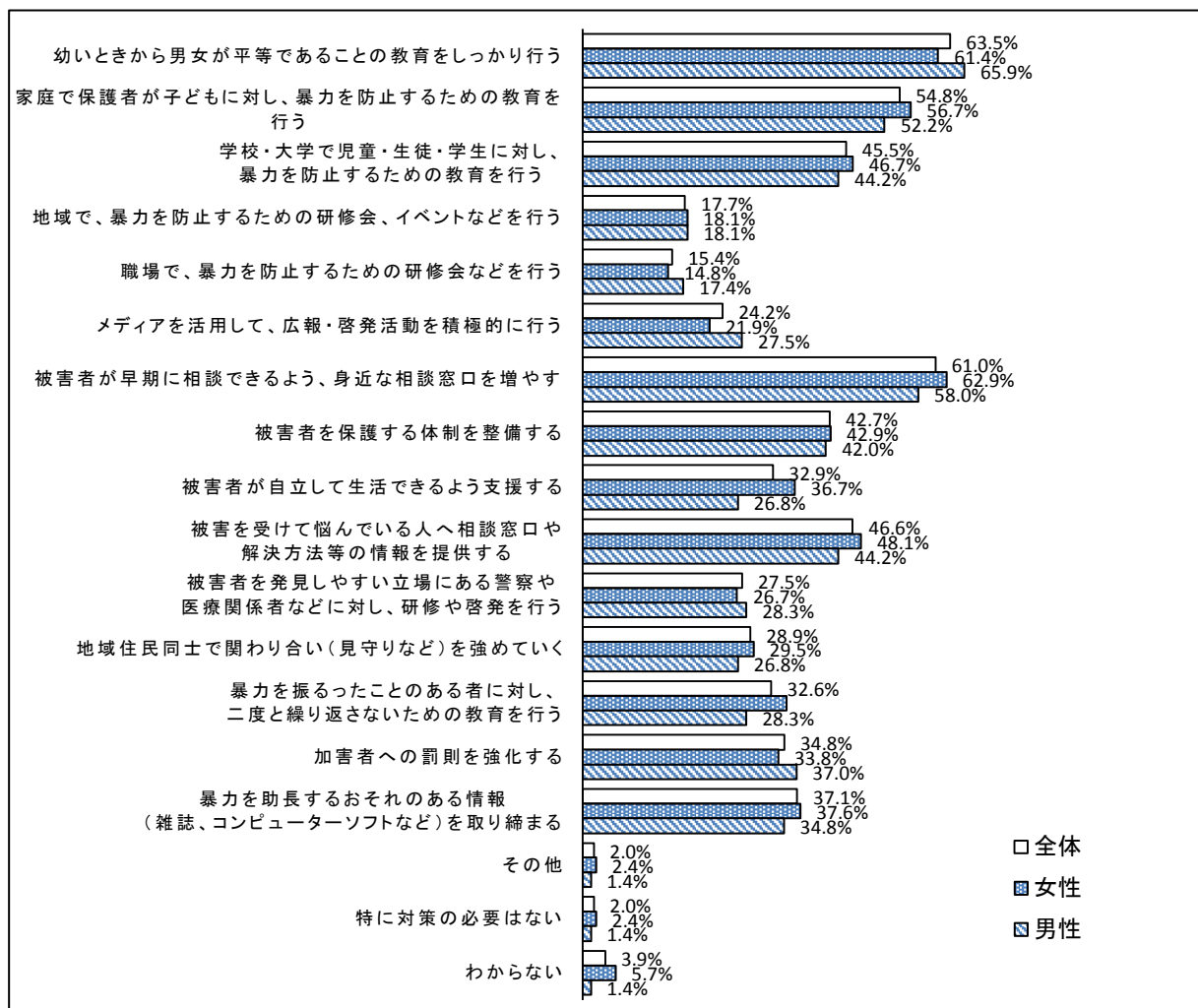
男女が互いの身体的性差について理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提といえます。

女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある、「性と生殖に関する健康／権利」の視点が重要です。

全ての暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。男女間のあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現していく上で、克服すべき重要な課題であり、その予防と支援体制の充実が求められています。

非正規労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加する中で、セーフティネットの機能として、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取り組みが重要となります。

■ 配偶者間暴力への取組として必要なこと



重点目標 1 生涯を通じた女性の健康支援

＜基本的な考え方＞

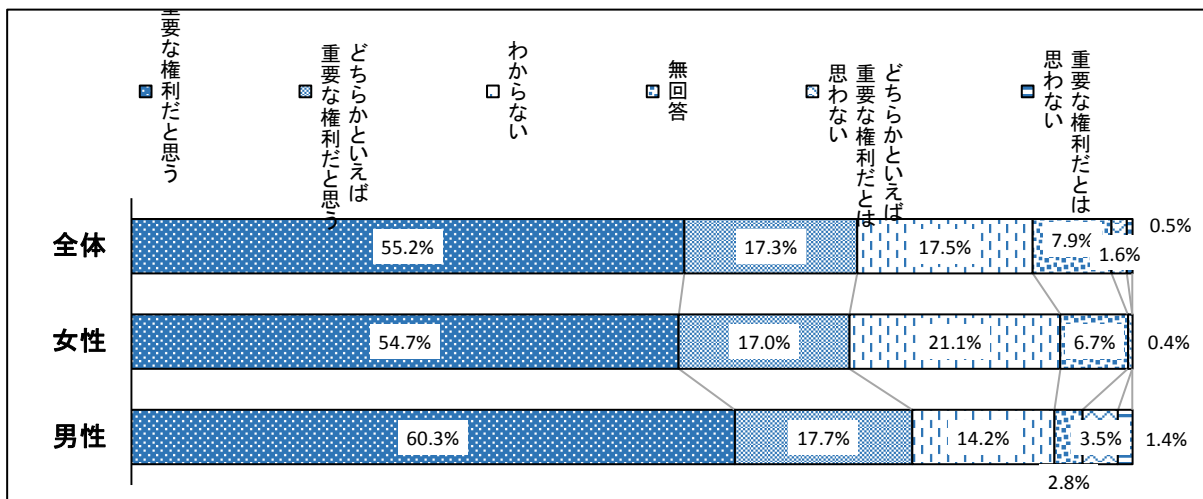
女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。「性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の視点に基づく教育や意識啓発が必要です。当市では、男女が互いの身体的性差について理解し合い、男女の健康を生涯にわたり総合的に支援するための取り組みを進めます。

近年は、女性の就業等の増加や晩婚化等の婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長に伴う女性の健康に関わる諸問題の変化に応じた対策が必要となっています。当市では、女性の心と体の特性を総合的に考慮した診療を受けることができる環境等の充実を図ります。

美作市の現状

本市においては、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を「重要な権利だと思う」人が55.2%と5割を超えており、「どちらかといえば重要な権利だと思う」を合わせると7割を超えています。

■ 「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の重要性



「平成27年 美作市男女共同参画社会に関する市民意識調査」

【施策の方向】

① 性と生殖に関する健康／権利についての普及・啓発等

女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、様々な健康上の問題に直面することに留意する必要があるため、「性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の視点に基づく諸施策を進めます。

推進する施策	担当部局
◆妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発	保健福祉部 健康づくり推進課
◆不妊に悩む夫婦の精神的・経済的負担の軽減のための支援	保健福祉部 健康づくり推進課

指 標	策定時	目標値
ママと赤ちゃんの教室への妊産婦の参加者数	36 名	前年度以上

② 生涯を通じた女性の健康支援

女性の健康に関わる諸問題の変化に応じた対策として、女性の心と身体の特性を総合的に考慮した診療を受けることができる環境等の充実を図ります。

推進する施策	担当部局
◆乳がん、子宮がんについての正しい知識の普及啓発と受診率の向上	保健福祉部 健康づくり推進課
◆女性の心と身体に関する相談支援の実施	保健福祉部 健康づくり推進課

<数値目標>

指 標	策定時	目標値
女性の乳がん検診の受診率	36.1%	50.0%
女性の子宮がん検診の受診率	29.3%	50.0%

重点目標2 男女間のあらゆる暴力の根絶

【美作市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画】

<基本的な考え方>

いかなる暴力も重大な人権侵害です。男女間の暴力は、配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などさまざまです。男女とも被害者となっていますが、相談件数等が圧倒的に多いのは女性からであり、被害も深刻な状況です。

男女間のあらゆる暴力の根絶は、社会全体で取り組み、克服すべき重大な課題です。当市においても、暴力の発生を防ぎ、暴力を容認しない環境づくりに努めるとともに、支援体制の充実を図ります。

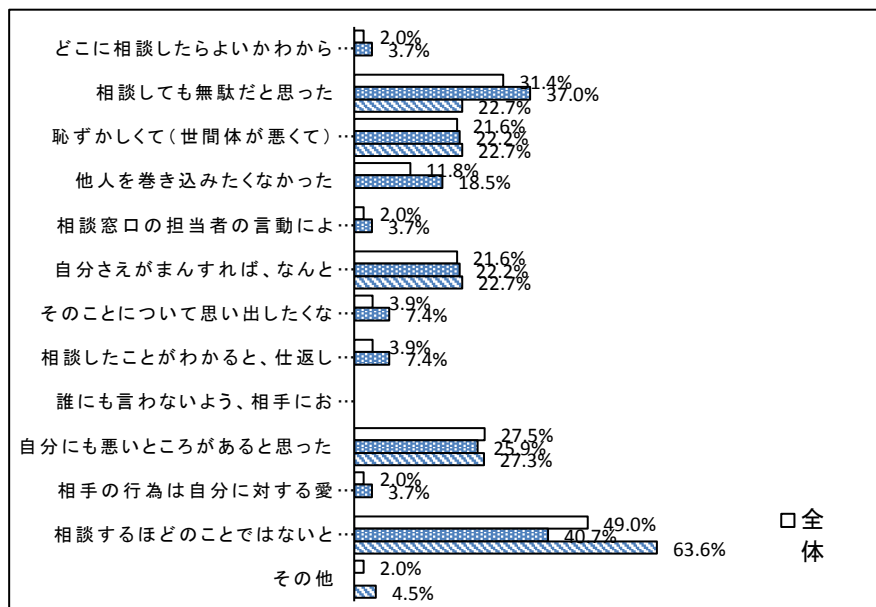
また、若い世代においては、交際相手からの暴力（デートDV）が問題となっています。美作市の若者を、被害者や加害者にしないよう、予防啓発や教育・学習について推進します。

美作市の現状

アンケート調査の結果、「DV 相談窓口を知らない人」は 2.0%、「DV について（相談したかったが）相談できなかった人」は 34.1%となっています。

DV 問題への取り組みとして必要な事については、「幼いときから男女が平等であることの教育をしっかりと行う」が 63.5%と最も多く、次いで「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」61.0%、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」54.8%の順となっています。

■ 配偶者からの暴力について相談しなかった理由



「平成27年 美作市男女共同参画社会に関する市民意識調査」

【施策の方向】

① 男女間のあらゆる暴力の予防と根絶のための環境づくり

男女間のあらゆる暴力の根絶は、社会全体で取り組み、克服すべき重大な課題です。当市においても、暴力の発生を防ぎ、暴力を容認しない環境づくりに努めます。また、若い世代においては、交際相手からの暴力（デートDV）が問題となっているため、本市の若者を被害者や加害者にしないよう、予防啓発や教育・学習について推進します。

推進する施策	担当部局
◆男女間のあらゆる暴力の発生を防ぎ、暴力を容認しない環境づくりに向けての広報・啓発	市民部 暮らし安全課 経済部 産業振興課
◆若年層を対象としたデートDV防止の広報・啓発	市民部 暮らし安全課 保健福祉部 社会福祉課 教育委員会 学校教育課
◆DVに関する相談窓口の周知	市民部 暮らし安全課 経済部 産業振興課 保健福祉部 社会福祉課

<数値目標>

指 標	策定時	目標値
DV相談窓口を知らない人の割合	2.0%	0.0%

② 相談・支援・救済体制の充実

相談窓口の周知等、相談しやすい体制づくりを進めることによって、被害の潜在化を防ぐとともに、関係機関等との連携を強化し、被害者に対する支援体制の充実を図ります。

推進する施策	担当部局
◆DVに関する相談窓口の周知 [再掲]	市民部 暮らし安全課 経済部 産業振興課 保健福祉部 社会福祉課
◆DV相談とDV被害者を支援する体制の充実	市民部 暮らし安全課 保健福祉部 社会福祉課

<数値目標>

指 標	策定時	目標値
DVについて相談できなかった人の割合	34.1%	0.0%
DV関係機関との支援連携率	80.0%	100%

重点目標3 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境整備

<基本的な考え方>

非正規雇用労働者や単身者、ひとり親家庭等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取り組みが重要となります。このため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる環境整備を進めます。

【施策の方向】

① ひとり親家庭等の自立支援体制の充実

経済的に不安定なひとり親家庭などについて、貧困からくる子どもの養育や健康面への悪影響といった負の連鎖を断ち切るためにも、相談体制の強化、自立支援などの対策を実施します。

推進する施策	担当部局
◆ひとり親家庭等に対する就業支援	保健福祉部 社会福祉課
◆ひとり親家庭等に対する相談活動	保健福祉部 社会福祉課

<数値目標>

指標	策定時	目標値
ひとり親家庭等への就業支援による就労相談件数	56件	70件

③ 高齢者、障害がある人等の自立支援体制の充実

地域で高齢者の生活を支えていくための地域包括ケアシステムの基盤整備や介護保険制度による適切なサービスの実施など、高齢者や介護する家族を支援します。また、身体障害のある人の自立支援や発達障害のある人のトータルライフ支援なども実施します。

推進する施策	担当部局
◆地域包括ケアシステムの基盤整備	保健福祉部 高齢者福祉課
◆地域における障害がある人の自立支援	保健福祉部 社会福祉課

基本目標Ⅲ

男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

<基本的な考え方>

本市においては、「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表される、固定的な性別役割分担意識などの数値について一定の改善がみられるものの、男女の地位についての不平等感などは、今なお根強く残っている状況です。

それらの意識や価値観は、家庭、地域、学校教育等の影響を受けながら形成されるため、学校、地域、家庭での教育・学習が非常に重要であり、それぞれの年代において、わかりやすく適切な啓発活動を実施することが求められています。

また、これからの将来を担う若い世代が、男女共同参画の意識を身に付けて行動することは、男女共同参画社会の実現に大きく寄与すると考えられます。

重点目標 1 男女共同参画への意識づくり

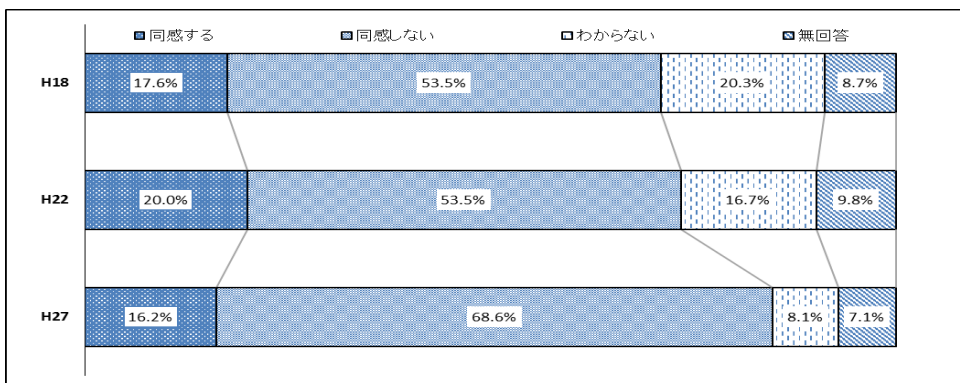
<基本的な考え方>

性差別、固定的な役割分担や偏見などにつながる社会制度や慣行は、合意を得ながら見直していく必要があります。本市では、男女が対等なパートナーとして、様々な活動に共に参画できるよう、啓発活動の促進等により男女平等の意識づくりを進めます。

美作市の現状

平成27年度のアンケート調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感しない」が68.6%と多数を占めています。平成18年度のアンケート調査時から、「同感しない」が15.1ポイント増加する一方、「わからない」という回答が12.2ポイント減少しています。

■ 性別役割分担意識



「平成27年 美作市男女共同参画社会に関する市民意識調査」

【施策の方向】

① 男女共同参画への意識啓発及び社会制度・慣行の見直し

男女共同参画に基づく視点の定着と社会における制度・慣行の見直しを図るため、様々な媒体による広報・啓発活動を推進します

推進する施策	担当部局
◆広報・啓発活動の充実（出前講座、講演会等）	市民部 暮らし安全課
◆固定的な性別役割分担意識の改善に向けた各種団体への働きかけ（女性部会の設立等）	市民部 暮らし安全課

<数値目標>

指 標	策定時	目標値
性別役割分担意識に「同感しない」と思う人の割合	68.6%	80.0%
社会的通念・慣習・しきたりなどで「平等」と思う人の割合	12.8%	30.0%

② 男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供

施策をより効果的なものとするため、男女共同参画に関する調査・研究を進めるとともに、あらゆる情報の収集・提供に努めます。

推進する施策	担当部局
◆アンケート調査等による市民意識の把握	市民部 暮らし安全課
◆男女共同参画に関する情報収集及び提供	市民部 暮らし安全課

<数値目標>

指 標	策定時	目標値
アンケート調査等調査票回収率	38.8%	50.0%

地域における男女共同参画

地域は家庭とともに我々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画推進の取組は男女共同参画社会の実現にとって重要な鍵となります。

そのため、さまざまな分野に男女共同参画の視点を取り入れていくことは、新たな視点や多様な発想を生み出し、より多くの人材の活用につながります。

しかしながら、実質的な活動を女性が担っていても、活動の意思決定は男性が行う、という人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別役割分担が完全に払拭できていないなど、地域活動の中心となるような女性リーダーの育成が困難な状況があることは否めません。

また、東日本大震災では、避難所運営や被災者支援など、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題が生じたといわれていることを踏まえ、平常時からの男女共同参画社会の実現が防災や復興を円滑に進める基盤となることが指摘されています。

今後ますます進展する少子高齢化や過疎化による地域力の低下や人間関係の希薄化等が懸念される中、地域社会の維持・発展のためには、地域づくりや地域活動に男女がともに参画していくことを推進することが重要です。

【美作市の状況】

●地区自治振興協議会会長

区分	総数	男性	女性
地区自治振興協議会会長	31人	31人	0人

●消防団

区分	総数	男性	女性
消防団員	1,986人	1,976人	10人

●婦人防火クラブ

クラブ数	人数
2クラブ	54人

●愛育委員、栄養委員

区分	総数	男性	女性
愛育委員	449人	1人	448人
栄養委員	315人	1人	314人

●PTA会長

区分	総数	男性	女性
PTA会長（小学校）	9人	8人	1人
PTA会長（中学校）	5人	3人	2人

重点目標 2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

<基本的な考え方>

固定的な性別役割分担意識や男女共同参画に関する価値観は、家庭、地域、学校教育等の影響を受けながら形成されるため、学校、地域、家庭での教育・学習が非常に重要です。当市では、それぞれの年代において、わかりやすく適切な啓発活動を実施します。

【施策の方向】

① 学校における男女平等に関する教育・学習の推進

学校教育において、男女平等の視点に立った教育を推進するとともに、教育関係者の資質向上に努めます。

推進する施策	担当部局
◆男女平等の視点に立った教育・学習の充実	教育委員会 学校教育課
◆教職関係者等に対する研修機会の充実	教育委員会 学校教育課

<数値目標>

指 標	策定時	目標値
男女共同参画（男女平等）に関する職員研修	0回	1回

② 家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進

男女平等の視点に立った家庭教育を推進するため、様々な機会を捉えて意識づくりを進めるとともに、生涯学習などの場を利用して男女平等意識の啓発を図ります。

推進する施策	担当部局
◆家庭における男女平等教育の充実	市民部 暮らし安全課 教育委員会 社会教育課
◆地域に密着した男女共同参画推進事業	市民部 暮らし安全課 教育委員会 社会教育課

重点目標3 男性や若い世代における男女共同参画の推進

<基本的な考え方>

これからの将来を担う若い世代が、男女共同参画の意識を身に付けて行動することは、男女共同参画社会の実現に大きく寄与するとともに、一人ひとりの可能性を広げ、充実した人生を送ることにつながります。当市でも、将来を見通した自己形成ができるような取組を進める必要があります。

男女共同参画社会の実現は、女性だけでなく男性にとってもより生きやすく暮らしやすい社会をつくることでもあります。男女共同参画社会の実現のために、男性が果たす役割は重要ですが、そのためには、男性正規職員を前提とした長時間労働といった「働き方」の見直し等、意識改革の促進が必要です。

【施策の方向】

① 学生等若年層を対象とする男女共同参画の意識啓発

学生等若年層を対象とする、男女共同参画の意識啓発に努めます。

推進する施策	担当部局
◆若年層を対象とする意識啓発、広報	市民部 暮らし安全課 保健福祉部 健康づくり推進課 教育委員会 学校教育課

<数値目標>

指 標	策定時	目標値
愛育委員による高校生の妊婦体験の体験者数	151名	前年度以上

② 男性にとっての男女共同参画の推進

男性の男女共同参画に関する意識改革の促進に努めます。

推進する施策	担当部局
◆男性の家事・育児等に対する意識改革のための事業	市民部 暮らし安全課 経済部 産業振興課
◆男性の働き方の見直しを促進するための事業	市民部 暮らし安全課 経済部 産業振興課

<数値目標>

指 標	策定時	目標値
各種講座への男性の参加率	—	30.0%

第4章 計画の推進

男女共同参画社会実現のためには、社会のあらゆる分野にわたる取り組みが大切です。そのため、本計画の推進にあたっては、国、県とも連携して総合的・効果的な推進を図るとともに、市民、事業者、市民団体等の各種団体及び美作市男女共同参画審議会との連携・協働による施策を推進します。

1 計画を実行するための推進体制の整備・充実

(1) 美作市男女共同参画審議会等との連携

美作市男女共同参画審議会をはじめ、市民、事業者及び各種団体と連携を密にして計画を推進します。

(2) 推進本部の設置

男女共同参画の推進は、あらゆる分野にわたる課題を含んでいるため、庁内の各部局で構成する「美作市男女共同参画推進本部」により全庁的な推進体制を確立します。

また、美作市男女共同参画推進本部を、女性活躍推進法に係る推進計画の庁内横断的な推進体制と位置付けます。

2 計画の進行管理

計画の実効性を高めるためには、具体的な施策についてその実施状況や効果を常に把握する必要があります。そこで、美作市男女共同参画審議会による進行管理体制を確立するとともに、進行状況の把握に努めます。

3 年次報告書の公表

条例第13条にある施策を総合的に推進するため、主要な事項の実施状況等について「年次報告書」を作成し、これを公表します。

4 計画の数値目標

別表

別表

数値目標

基本目標Ⅰ 男女があらゆる分野で共に活躍できる社会づくり

数 値 目 標		
指 標	策定時	目標値
市の審議会等委員の女性比率	22.3%	40.0%
市職員の女性比率（事務職、消防職）	23.8%、0.0%	30.0%、3.0%
職場において「男女平等」と答えた人の比率	20.7%	50.0%
女性部会を設立した地区自治振興協議会数	5団体	31 団体
男女共同参画推進事業者の表彰数	4 事業所	14 事業所
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	7 事業所	17 事業所
市職員（男性）の育児休業等取得率	29.4%	60.0%
病児・病後児童保育室数	1 施設	5 施設
ファミリー・サポート・センター登録会員数	110 名	前年度以上

基本目標Ⅱ 女性が安心・安全に暮らせる環境づくり

数 値 目 標		
指 標	策定時	目標値
ママと赤ちゃんの教室への妊産婦の参加者数	36 名/年	前年度以上
女性の乳がん検診の受診率	36.1%	50.0%
女性の子宮がん検診の受診率	29.3%	50.0%
DV 相談窓口を知らない人の割合	2.0%	0.0%
DV について相談できなかった人の割合	34.1%	0.0%
DV 関係機関との支援連携率	80.0%	100.0%
ひとり親家庭等への就業支援による就労相談件数	56 件	70 件

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

数 値 目 標		
指 標	策定時	目標値
性別役割分担意識に「同感しない」と思う人の割合	68.6%	80.0%
社会的通念・慣習・しきたりなどで「平等」と思う人の割合	12.8%	30.0%
アンケート調査等調査票回収率	38.8%	50.0%
男女共同参画（男女平等）に関する教職員研修	0 回/年	1 回/年
愛育委員による高校生の妊婦体験の体験者数	151 名/年	前年度以上
各種講座への男性の参加率	—	30.0%

關係資料

第2次美作市男女共同参画プランの策定経過

平成27年4月1日 ～平成27年4月15日	美作市男女共同参画社会に関する市民意識調査実施
平成27年8月6日	平成27年度第1回美作市男女共同参画審議会 市長から美作市男女共同参画審議会へ諮問 (第2次美作市男女共同参画プランの策定について)
平成27年11月17日	平成27年度第2回美作市男女共同参画審議会 ・第2次美作市男女共同参画プランに対する委員提案 ・第2次美作市男女共同参画プラン骨子案に向けた 内容審議
平成28年3月24日	平成27年度第3回美作市男女共同参画審議会 ・第2次美作市男女共同参画プラン骨子案についての 内容審議
平成28年5月23日	平成28年度第1回美作市男女共同参画審議会 ・第2次美作市男女共同参画プラン(素案)についての 内容審議
平成28年8月3日	平成28年度第2回美作市男女共同参画審議会 ・第2次美作市男女共同参画プラン(案)についての 内容審議
平成28年8月31日	美作市男女共同参画審議会から市長へ答申 (第2次美作市男女共同参画プランの策定について)
平成29年3月31日	第2次美作市男女共同参画プラン策定

美作市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属	備 考
篠原茂子	みまさか商工会	会長
山本 壽	自治振興協議会	副会長
角南元恵	学識経験者	
福田洋江	学識経験者	
鈴木悦子	市議会議員	
万殿紘行	市議会議員	
岡本清和	人権擁護委員	
織田忠宜	民生委員児童委員	
寺元文雄	東栗倉小学校校長	
安藤由貴子	公募委員	
柳澤裕之	美作市職員	
春名翔太	美作市職員	

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採択 1979 年 12 月 18 日

効力発生 1981 年 9 月 3 日

日本国 1985 年 6 月 25 日批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、

雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される

資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種

別の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な勞

働の権利を確保する

ため、次のことを目的とする適切な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側

面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適切な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を

選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部 (略)

第6部 (略)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

昭和 47 年 7 月 1 日法律第 113 号
最終改正 平成 28 年 3 月 31 日法律第 17 号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等
第一節 性別を理由とする差別の禁止等（第五条—第十条）
第二節 事業主の講ずべき措置（第十一条—第十三条）
第三節 事業主に対する国の援助（第十四条）
第三章 紛争の解決
第一節 紛争の解決の援助（第十五条—第十七条）
第二節 調停（第十八条—第二十七条）
第四章 雑則（第二十八条—第三十二条）
第五章 罰則（第三十三条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

（性別を理由とする差別の禁止）

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練

二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生等の措置であつて厚生労働省令で定めるもの

三 労働者の職種及び雇用形態の変更

四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

（性別以外の事由を要件とする措置）

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置

として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてい事情を改善することを目的として女性労働者に関して行つ措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害され

ることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条の二 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同

条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備
- 五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- 2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを

理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停 (略)

第四章 雑則 (略)

第五章 罰則 (略)

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共

同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共

同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われ

なければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)
第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議 (略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正 平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条）

第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）

第四章 保護命令（第十条一第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条一第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配

偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案

して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、

助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の

規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

る。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体

に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心^{しゆう}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において

当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属す

る。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は

当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定に

は、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に

対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁

判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の

規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第

一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

第五章の二 補則

第六章 罰則

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める等により、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経

済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女

性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生

活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となる

べきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活にお

ける活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところによ

り、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主

については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活

躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めると

ころにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公

表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機

関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

- 第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

- 第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外にお

ける女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしな

いで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第

二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例

平成 17 年 3 月 31 日条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市における男女共同参画まちづくりの基本理念及び基本施策を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関し必要な事項を定めることにより、男女の人権が尊重される男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、自らの意志によって、社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく自分らしく生き生きと暮らせること。
- (2) 男女がそれぞれの家庭生活、職業生活その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。
- (3) 社会の制度や慣行が、男女の社会活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者、民間の団体等における方針の企画立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。

- (5) 男女平等の推進が、国際社会の取組と協調・連携して行われること。

(市の責務)

第 4 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「施策」という。）を策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性にかんがみ、学校教育等教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。
- 3 市は、施策を推進するに当たり、国、県、市民及び事業者と相互に連携と協力を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、男女共同参画社会についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画し、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動に関して、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止等)

第 7 条 何人も次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) 性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与える行為
- (3) 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を

与える暴力的行為

2 市は、前項各号に掲げる行為の防止について必要な広報その他の啓発に努めるものとする。

(男女共同参画計画)

第8条 市長は、施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置をとるものとする。

3 市長は、計画を策定したとき、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第9条 市は、男女共同参画の推進について市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等適切な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の活動への支援)

第10条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、学習及び教育の推進並びに情報の提供等を行うものとする。

(相談の対応等)

第11条 市は、性別による人権の侵害等に関する市民の相談について、関係諸機関と連携を図るなど適切な対応に努めるものとする。

(調査研究)

第12条 市は、施策の策定及び実施に関し、調査研究等を行うものとする。

(年次報告)

第13条 市長は、施策の総合的な推進に資するため、主要な事項の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、市民及び事業者の協力の下に施策を推進するため、必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(計画の期間)

第15条 美作市男女共同参画計画の期間は10年とし、随時見直しをするものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

第2次美作市男女共同参画プラン【平成29年度～平成33年度】

美作市 市民部 くらし安全課

〒707-8501 岡山県美作市栄町38-2

電話 0868-72-5202 FAX0868-72-8091

<http://www.city.mimasaka.lg.jp>

発行年月／平成29（2017）年3月